

平成 29 年度第 2 回 神奈川県子ども・子育て会議 議事録

日時：平成 29 年 11 月 30 日（木） 10 時～12 時

場所：神奈川県中小企業共済会館 4 階 403 会議室

- ・ 事務局から、委員数 21 名中、代理出席 2 名を含め 15 名が出席し、定足数を満たしていることを説明後、委員の互選により、会長に小沼委員、副会長に鬼頭委員を選出した。

○小沼会長

それでは、議題「(1) 会長、副会長、部会委員の選出について」のうち、部会委員の選出についてです。部会委員については、神奈川県子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項及び第 3 項により会長が指名することとなっていますが、事務局で何か案はありますでしょうか。

○生子ども企画担当課長

【部会委員の事務局案について説明】

○小沼会長

それでは、事務局案のとおりとしたいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小沼会長

ありがとうございました。

続いて、議題「(2) 『かながわ子どもみらいプラン』の中間年の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

○生子ども企画担当課長

【資料 1、2 に基づき説明】

○小沼会長

今の説明に対し、御質問や御意見など、お一人 1～2 分程度でお願いします。

○金森委員

見直しについては、全体的にはこの内容でよいと思います。

医療的ケア児がここ 10 年で約 1.7 倍と増えている中、厚生労働省から支援の充実が打ち出され、今年度からモデル事業も始まっているところですが、医療的ケア児への支援について、県としてどのように取り組まれているかをお伺いしたい。

○事務局（次世代育成課）

胃ろうや気管切開を行っている医療的ケア児については、喀痰吸引等が必要になることか

ら、保育所での受け入れが難しい状況もあります。統計を取っているわけではありませんが、申込をしていただいても、保育所の体制が整っておらず、お断りせざるを得ないということも多いようです。

ただし、委員御指摘のとおり、昨年の子童福祉法の改正により、医療的ケア児への対応が法律上位置づけられ、これを受け、国において保育所での受け入れに係る調査研究や看護師の人員費を補助するモデル事業が今年度から始められたところですが、モデル事業の実施については、県内2市が予定していましたが、残念ながら実施には至りませんでした。来年度以降、モデル事業のままなのか、本格施行かはまだ情報が入ってきていませんが、事業実施の申請を行う市町村や保育所の支援を行っていきたくと考えています。

○金森委員

県立子ども医療センターの方から、NICUに入院されるお子さんの保護者の方が地域の受け皿が少なく不安を感じているというお話も伺いました。難しい面もあると思いますが、支援について検討していただきたいと思います。

○稲垣委員

昨日の新聞にも載っていましたが、貧困対策として子どものみらい応援団がスタートしています。資料1の8ページに追加事業として記載されていますが、「貧困」という言葉が入っていません。これから貧困対策をやっていくということがわかるようなフレーズを入れてもよいのではないかと思います。

また、資料1の7ページに「病児保育事業」と記載されていますが、「病児・病後児保育事業」という言葉の方が一般的なのではないかと思います。

それから、県の施策ではないので記載していないのかもしれませんが、今働き方改革ということでいろいろ言われており、来年の通常国会には様々な法案の改正案が提出される予定となっています。そうした中で、同一労働同一賃金ということが大きな柱になっており、給料が安くて結婚ができないという声もある非正規労働者の処遇改善が行われますので、県の施策を整理するというのであれば記載しなくても構わないと思いますが、働き方改革に伴う取組も記載した方がよりよくなるという印象を受けました。

○丸山子どもみらい担当局長

貧困対策については、今年度新たに課を設け、かなり力を入れて取り組んでいます。子ども食堂などの地域での様々な応援活動を企業や団体、個人の方が支援する流れができるように、あるいは機運の醸成のために、子どものみらい応援団を作らせていただきましたが、「貧困」という言葉をあまり表に出すと、逆に支援の場に行けない子どもが出てくる、行かせない親が出てくるという声を多くいただき、表現については、工夫、配慮をさせていただいているところでございます。

○事務局（次世代育成課）

資料1の7ページの「病児保育事業」という表記についてですが、確かに子ども・子育て支援新制度が始まる前までは、一般的に「病児・病後児保育事業」と呼ばれていました。子

ども・子育て支援新制度が始まる際に、「病児保育事業」という用語に統一されたため、そのように記載していますが、内容は病児・病後児両方に対応する事業となっています。

○生子ども企画担当課長

働き方改革に関しては、プランでは、重点施策に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を位置づけていますが、基本的に県の施策・事業を整理したものとなっています。いただいた御意見については、次期の計画の策定時にどのように反映できるか検討させていただきたいと思います。

○内田委員

見直しの内容については、これでよいと思います。

資料1の6ページの人材の必要見込み人数を見ると、保育士の必要見込み人数が大きく増加していますが、この人数を確保するための具体的な方策、手段についてお伺いしたい。

○田村次世代育成課課長代理

県においては、保育士に限らず子育て支援人材の確保について、主に3つの視点で取り組んでいます。保育士で申し上げますと、保育士の絶対数を増やす、保育士をお辞めになった方の再就職支援、お辞めにならないような就業継続支援という3つの視点で取り組ませていただいているところです。

絶対数を増やすための取組として、保育士試験については、平成26年度までは年1回、27年度は県独自の地域限定保育士試験により年2回、28年度は全国的に年2回となりましたが、今年度、県では3回目の試験を実施いたしました。試験を実施することで、保育士になるチャンスが増えるとともに、知識を忘れないうちに次の試験を受けることができ、比較的合格率も増えていくということもあり、保育士を確保するための取組としては有効だと考えています。

また、再就職支援としては、政令・中核市と共同で、県社会福祉協議会にお願いし、保育士・保育所支援センターを設置しまして、無料の就職あっせんを実施しているところです。

就業継続支援としては、国の処遇改善の取組と連携して、保育エキスパートというかたちでキャリアアップの取組を支援させていただいています。

こうした取組を組み合わせ、なるべく必要見込み人数を確保していきたいと考えています。

○小澤委員

資料1の5ページに認定こども園等の認可・認定の考え方が記載されていますが、県の幼保連携型認定こども園認可専門部会では、地域の幼保連携型認定こども園について審議を行い、政令・中核市については対象外となっています。神奈川県では政令・中核市の割合が人口比でも施設数でも大きく、来年からは幼稚園型認定こども園等を含めた全ての認定こども園の認可・認定権限が政令・中核市に移譲されるということですが、政令・中核市との連携が薄いと感じていますので、今後しっかりと連携を図っていただきたいと思います。

また、資料1の7ページに「子育て安心プラン」の記載がありますが、御存知のとおり、神奈川県では3歳児以上の待機児童はほとんど発生していません。その理由は、幼稚園が預

かり保育等で、お子さんを朝から9時間、10時間預かるのが当たり前になっているからであり、幼稚園に通っているお子さんの母親の4割が仕事をしている状況です。国の「子育て安心プラン」で求められているのは、幼稚園でさらに2歳児を受け入れて欲しいというものです。受け入れてくれと言われても、保護者の負担軽減や施設の運営費補助などの具体的な行政の支援がなければ、しっかりと受け入れていくことはなかなか難しいと思います。「子育て安心プラン」はこれから具体化されるということですが、いくら幼稚園が2歳児を受け入れると言って、県が支援をしようとしても、市町村が事業実施をしなければ支援が受けられない仕組みですので、県の立場で、実施を希望する幼稚園がある場合は、事業実施をしっかりと行うよう市町村に伝えていただくとありがたいと思います。

○織田委員

資料1の12ページに「事業所における男性の育児休業取得率」が目標値として記載されていますが、現況が5.8%に対し、31年度の目標が5.3%と下がっていることが気になりました。男性の育児休業取得率は全国では3.16%ですので、それに比べれば高い目標ですが、国が掲げている目標はもっと高く、少し物足りないと感じました。県としての目標の設定の考え方と目標を達成するための取組について、お伺いしたい。

○生子ども企画担当課長

こちらの目標値については、見直し前の目標値の根拠としていた調査では毎年度数値が把握できないことから、根拠とする調査を変更しています。5.3%という目標値自体は、県のグランドデザイン等でも同様に目標値として位置づけており、県全体として目標に掲げているものです。

また、目標を達成するための取組については、様々なツールを使って周知や啓発等に努めているところでございます。

○桂委員

私は横浜市で子育て中の母親たちとよりよい子育て環境の実現を目指して市民活動を行っています。また、マスコミ関係で働いており、子育て情報誌などを担当していますので、子育て中の方にお話を伺う機会が多いのですが、その中で不安感を持っている母親たちが多いと感じています。自分の子育てがこれでよいのかという不安や、今子育てをしているけれど、この先自分自身はどうなっていくのだろうという将来が見えない不安を抱えながら生活しているという声をよく耳にします。このプランを見ると本当に切れ目のない支援が用意されていると思いますが、神奈川県は都市部もあれば郊外部もあり、様々な環境で子育てをしている方がいる中で一概にこれでよいというプランを作ることは難しいと感じました。ただ、子育てについては、子育て当事者や支援者だけが考えているだけでは不十分で、関係ないと思われる方も含めて地域全体で考えていただけるような、子育てして良かったな、子育ては楽しいなという明るいイメージの発信ができればよいと考えています。

○高藤委員

見直し自体については、これはこれでよろしいのではないかと思います。

資料1の36ページの重点施策「特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援」に、個別施策として「児童虐待防止対策の充実」が位置づけられていますが、近年の児童福祉法の改正を受け、県として対策の充実に関して具体的な取組があれば教えていただきたい。

○生子ども企画担当課長

児童福祉法の改正に伴い、体制強化などがうたわれておりますので、県の所管所属の人員配置の強化などの取組は進めているところでございます。

○丸山子どもみらい担当局長

体制強化をさせていただいていることに加えて、今話題となっているのが、社会的養護について家庭的養護を推進するということです。今年の8月に国が新たなビジョンを出し、まだ具体的な通知には至っていませんが、社会的養護が必要な子どもたちについて、今までは施設が1/3、里親が1/3くらいという目標であったものが、里親についてかなり高い目標が掲げられています。里親となると個別の空間となることもありますし、これまで施設で受け入れていた大勢の子どもたちを受け入れていただけるのかなど、難しい問題もありますが、このプランとは別に県で定めている家庭的養護の推進の計画についても、来年度中には見直しを行う必要があるという状況になっています。

○小沼会長

「社会的養護」を「社会的養育」という言葉に替えたり、変動している時期かもしれませんね。

○榎林委員

このプランを事前に見させていただきましたが、素晴らしいプランで、内容については特に申し上げることはありませんので、私たち民生委員の取組について紹介させていただきます。川崎市では子どものための「こども文化センター」と高齢者のための「いこいの家」の連携を検討する会議があり、2つが一緒であれば、子どもたちが「ただいま」と施設に来て、地域の高齢者が「おかえり」と迎えることで、世代間交流を図ることができます。

また、「小倉の駅舎陽だまり」という子どもたちや地域のおじいさん、おばあさんが集まることができる場を作っていて、そこでは夏休みや冬休みには子どもたちに地域の方が寺子屋のようなかたちで勉強を教えるなどの交流が生まれています。

こうしたかたちで民生委員においても、各地区で子育て支援に取り組んでいるところです。

○萩原委員

資料1の1ページに、施策展開上のポイントとして「県内どこでも『待機児童ゼロ』」と記載されていますが、本当にこれを達成できるかどうかは難しい問題だと思います。これに対する政策が少し乏しいのかなと思っていて、保育の実施は市町村ということになっていますが、市町村に偏りすぎていて財源にバラつきが出てきたりしています。こうした重点的な政策については、広域自治体として県が市町村と連携して、「待機児童ゼロ」を達成するためにはどのような政策ができるのかを事細かに考えていただきたいと思っています。

また、地域子ども・子育て支援事業については、市町村の権限において実施するものとなっていることから、市町村によって取組に差があり、保育所が実施したくても実施できないケースもあります。そうした場合、100%利用者負担での事業実施が可能かどうかを含めて確認していただかないと、このプランに記載されていることが絵に描いた餅になってしまうと思います。私が委員になっている伊勢原市の子ども・子育て会議でも話をさせていただいていますが、なかなか実施に結びついていかないということは、やはり市町村によって温度差があって、地域の実情に応じた取組を検討するために市町村や県の子ども・子育て会議があるはずですので、会議の充実といったことも、今後検討していただきたいと思います。

○平野委員

これだけ多くのことを網羅した資料を作っていただき、素晴らしいと思います。また、いろいろとある問題について全て網羅することは難しいと思いますし、今日説明を伺った中で、私としては特段のコメントはございません。

○原田子育て推進部長（福田委員代理）

現在川崎市においても、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行っておりますので、その状況を報告させていただきます。川崎市では基本となる人口推計から見直しを行っており、平成42年に152万人という予測をしていましたが、6万人増となる158万人に見直し、それに伴い、教育・保育の「量の見込み」についても根本から見直しを図っているところです。また、以前は市全域で需要に対して供給が不足していましたが、ここ4、5年、待機児童対策として保育所整備等を進めてきた中で、市や区の中でも今後も引き続き整備を行わなければならない地域とそうでもなくなってきた地域が出てきていまして、そうしたところをどう計画に織り込んでいくかが難しいところだと考えています。

それから待機児童対策においては、施設整備と併せて、人材の確保が大きなポイントとなります。東京都では通常の保育士の給与に4万4千円の上乗せをしています。これは、財源が豊かな東京都だからできることで、これに対して、先ほど県からも御報告いただきましたが、県で独自に実施している保育士試験は非常に有効です。また、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の掘り起こしについても努力していただいておりますので、我々も助かっていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど榎林委員から「子ども文化センター」と「いこいの家」の御紹介をいただきましたが、こちらについては地域包括ケアシステムに関する取組として、区役所が中心となって民生委員の皆様などに御協力いただき、進めているものですので、併せて報告させていただきます。

○山重委員

今回の見直しを拝見し、各自治体で頑張っていると感じました。ただ一方で、これで待機児童が減るかということについては、若干の疑問があります。資料2の11～13ページに利用率等の推移が記載されていますが、12ページの3号を見ると、29年度の申込児童数72,354人に対して、30年度は75,504人を見込んでおり、上方修正して積極的な取組を行っていこうということがうかがえます。ただ懸念は、この申込児童数が必ずしも実態を

反映していないのではないかとということです。例えば、参考資料の3ページに記載されている平成28年度の3号の需要量の実績が74,156人に対して、資料2の12ページに記載されている28年度の申込児童数は67,234人となっており、申込児童数以上に支給認定されている方がいる状況になっています。この支給認定者数の状況を踏まえると、見直し後の30年度、31年度の需要量も見込みが少し甘いのかなと思います。この需要量の実績と申込児童数のギャップの理由をお伺いしたい。

○事務局（次世代育成課）

参考資料に記載している需要量の実績については、支給認定者数に加え自治体が運営費等の支援を行っている認可外保育施設の利用児童数を含んでいるのに対し、資料2に記載している申込児童数については、あくまで認可保育所や特定地域型保育事業への利用申込者数としているため、差が生じています。

○山重委員

資料2に記載している平成30年度、31年度の見込みの需要量に認可外保育施設の利用児童数が含まれているのであれば、29年度までの実績についても、それを含んだ数値にするべきだと思います。

○小沼会長

資料を見た人がわかるよう、何らかの説明を記載するなどしていただければと思います。

○山本副町長（山梨委員代理）

確認したかったことについては、これまでのやり取りで確認できましたので、それ以外で私からは特段の意見等はございません。

○小沼会長

それでは、「かながわ子どもみらいプラン」の中間年の見直し素案については、事務局案のとおり了承し、事務局において見直し案の作成に向けた作業を進めるということによろしいでしょうか。

（異議なし）

○小沼会長

ありがとうございました。

続いて、次第の「3 その他」について、事務局から何かありましたら、お願いします。

○生子ども企画担当課長

【中間年の見直しに係る今後のスケジュール及び参考資料について説明】

○小沼会長

それでは、今の説明を含めて、全体を通して何かございましたら、お願いします。

○萩原委員

先日、初めて保育士試験を受かった方の採用面接を行いました。大変な思いをしました。その方は小さなお子さんのお母さんで、子どもに興味を持って、それまでの仕事を辞めて保育士の資格を取った方でしたが、保育所ではどう子どもをあやせばよいのか、どういった書類をどう片付けていけばよいのか、保育所の仕事はどこまであるのかなど、不安を持たれていました。そういった方は、最初はパートで慣れていただくなど、無理のないかたちでないと、今はどこの保育所も保育士が足りず、オーバーワークな状況ですので、いきなりそういった環境に入ると保育士にならなければよかったと思う方も出てきてしまうと思います。試験を受かった方への対応について、試験を実施する県としても検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小沼会長

これは全国試験でも、神奈川県独自の試験でも同じ課題を抱えていまして、実習を受けずに保育士の資格が取れてしまう制度になっていますので、今のような問題が出てくるのかなと思います。ただこうした方に働いていただくために、間口を広くしていかなければいけないということもありますので、なかなか難しい問題ですが、県でも何か手当てができるようであれば、お願いしたいと思います。

○鬼頭副会長

国が幼児教育から高等教育にまでかなりの予算を注ぎ込もうとしていまして、いつ決まるかによるのですが、それを反映した「量の見込み」の見直しを行う必要はないのでしょうか。

○生子ども企画担当課長

御指摘のとおり、現在「幼児教育の無償化」について検討が進められていまして、報道を見る限り、3～5歳の「幼児教育の無償化」を消費税率の引き上げと併せて実施していくことのようなようです。平成31年度の当初か途中かはわかりませんが、そのくらいの時期から全部か一部の無償化が始まるようです。無償化が始まれば、利用率が伸びていくということが想定されますが、資料2の13ページに記載している3～5歳の教育・保育の利用率を御覧いただくと31年度の利用率は97.2%と、かなり100%に近い利用見込となりますので、今回の見直しの中で、一定程度、今後の状況等が見込まれていると考えています。

○小澤委員

幼児教育の無償化について、最近は幼児教育・保育の無償化にかわってきたようですが、私どもの団体としては、3～5歳の保育所での保育が無償化される場合は、幼稚園の預かり保育についてもしっかりとみて欲しいと申しているところです。

また、「無償」という言葉が先走っていますが、就園奨励費補助金の最大額の全国平均が30万8千円であるのに対し、平成28年度の幼稚園における初年度納付金の全国平均は36万

8千円、神奈川県では46万4千円、東京都では50万7千円となっています。無償化というのは、就園奨励費補助金の全国平均である30万8千円まではみていきましょうということ、残念ながら全てが無償になるわけではなく、一定の負担は残るという状況になっています。ただ保護者の方の負担は軽減されますので、利用率の上昇は見込まれると思います。先ほど、31年度の利用率を97%で見込んでいたという説明がありましたが、我々の統計においても5歳児でも3～5%は施設に入っていない状況です。重度の障害をお持ちの場合や、保護者の方の考え方で保育所にも幼稚園にも入っていないお子さんが3～5%はいますので、利用率は97%程度が一定の上限になるのではないかと考えています。また、幼児教育無償化といっても、認可外保育施設を含めるかどうかをはじめ、様々なハードル、問題がありますので、どう公平かつ国民が納得できる制度になっていくのかを、注目していかなければならないと考えています。

○鬼頭副会長

プランについて、子どもの学力のところは、読書時間10分などが指標となっていますが、これでよいのかといつも不満があります。今回は中間年の見直しですので変更してくださいとは言いませんが、必要なのは持続可能な開発に関わる教育ではないのかと思います。特にジェンダー教育についてプランの中に入れていただきたいと思います。織田委員が男性の育児休業取得率について指摘していましたが、日本の少子化の根本には、ワーク・ライフ・バランスの問題もありますが、子育てを誰がやるのかということへの固定的な観念があって、そこから変えていかないと駄目だと思います。そのためには、ジェンダー教育をちゃんとやっていただきたい。次回の見直しの時には、そこから見直さなければならぬと考えています。

○小沼会長

本日の議題は以上となりますが、最後に事務局から何か連絡事項はございますか。

○事務局（次世代育成課）

【次回の開催予定時期について説明】

○小沼会長

それでは、これもちまして、平成29年度第2回神奈川県子ども・子育て会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。